

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
33	子育て訪問相談事業	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。		支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター (※令和5年2月以降は、 児童相談課も協働)	訪問件数	—	3,707件	3,960件	3,910件	4,091件	4,000件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 区HPやSNS、母子モなどによる情報発信を行っている。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。 (2) 委託事業者からご意見があった場合は、提供を受け活用しています。	(3) 区HPやSNS、母子モなどによる情報発信を行っている。また、出産した妊婦へお渡ししている子育てハンドブックに掲載し情報提供しています。 (4) 東部・西部子ども家庭支援センター利用の登録時に情報提供することで気軽に利用できるよう促進しています。	(5) 再度の利用者がほとんどのため、子育ての負担軽減について実感を得られていると感じています。 (6) 再度の利用者がほとんどのため、子育ての負担軽減について実感を得られていると感じています。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
34	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。		見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	母子一体型ショートケアの延利用日数	—	80日	121日	88日	92日	100日

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 事業実施前に母とは別に子の方のみの面接を行い、目的や意向を聞き取りしています。 (2) 母親からの視点だけでなく子どもの視点でとらえた必要とする支援を優先しています。	(3) 子ども家庭支援センターや保健師を通じて周知に努めています。 (4) 理解に可能な対象に限り母とは別に面接を行い、子の立場の意見を取り入れています。	(5) 「子どもらしく感情を出せるようになった。」「関わる大人に心情を話すことができた。」との声がありました。 (6) 「子どもとの煮詰まった関係に短い期間であるが風通しを良くし、落ち着いて過ごすことができました。」「今後の育児の参考にもなりました。」との声がありました。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。		親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	助成団体数	—	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 初回と最後の訪問には、ホームビジター（訪問ボランティア）だけではなく、オーガナイザー（調整役）も同行し、ニーズの聞き取りを行っている。また、子どもにも会い、ニーズの把握を行っている。 (2) 初回と最後の訪問には、ホームビジター（訪問ボランティア）だけではなく、オーガナイザー（調整役）も同行し、ニーズの聞き取りを行っています。また、子どもにも会い、ニーズの把握し活用に努めている。	(3) 子育てインフォメーションでの面談等において、事業内容について説明し、紹介しています。 (4) 子育てインフォメーションでの面談等において、事業内容について説明し、紹介しています。	(5) 事業を通じて、訪問ボランティアと信頼関係が築かれたと感じられます。 (6) 事業を通じて、訪問ボランティアと信頼関係が築かれ、規定回数の訪問が終了した後も、相談相手となっています。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
36	スクールカウンセラー事業	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。		都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	指導課 教育センター	配置校数 (全小中学校30校)	—	30校	30校	30校	指導課 30校 教育センター 3 園	30校

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

(1) 日常的に、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者を対象にスクールカウンセラーが相談を受け付けています。(指導課) 支援の際は、スクールカウンセラーから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています。(教育センター)

(2) 一人一人の不安や悩みに対応しています。(指導課) 子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いを相談対応者が一緒に整理し課題解決のために活用しています。(教育センター)

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

(3) 各学校でスクールカウンセラーによる相談業務を周知しています。(指導課) 豊島区ホームページや幼稚園を通じて直接子どもや保護者へ周知をしています。(教育センター)

(4) 毎年、小5・中3を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を実施しています。全校に向けスクールカウンセラーからお便りも適宜発行しています。(指導課) スクールカウンセラーの勤務日を幼稚園へ周知し、幼稚園から子どもや保護者へ連絡しています。(教育センター)

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(5) 「担任に相談しにくい内容をカウンセラーに相談できてよかった。」との声がありました。(指導課) 相談者の不安や困りごとを相談対応者が一緒に整理できたことで解決方法を習得し、気持ちを切り替えられるようになっています。(教育センター)

(6) 保護者から、子育ての悩みを相談できてよかったとの声があります。(指導課) 相談者の不安や困りごとが1つずつ解決していくことで、スクールカウンセラーと信頼関係ができ、継続相談へとつながっています。(教育センター)

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。

内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
37	スクールソーシャル ワーカー活用事 業	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。		学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	教育センター	全小中学校30校	—	29校	27校	30校	30校	30校

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 支援の際は、SSWから自己紹介をすると共に、子どもにわかりやすく支援の目的・内容を説明し、同意を得てから実施しています。 (2) 子どもや保護者からの意見や思いを受け止め、その思いをSSWと一緒に整理し、学びの保障や福祉的課題解決のために活用しています。	(3) 豊島区ホームページや小中学校を通じて子どもや保護者へ周知しています。 (4) 各中学校区（8校）にSSWを配置し、SSWが毎週各学校を巡回している。個別継続的支援は適宜実施している。	(5) SSWが伴走することで、生活や学びの環境が整い心身が安定し、生活や登校の充実につながる様子が見受けられました。 (6) 保護者や学校だけで抱え込まず、福祉の専門家の力を借りながら、子どもの生活や学びの環境を整えることができています。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
38	重点事業 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子どもの権利侵害を予防、救済します。		虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①設置に向け検討 ②－	①設置に向け検討 ②－	①設置に向け検討 ②－	①令和5年9月6日開設 ②－	①令和4年度中に開設 ②50件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 開設後、「としま子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付し、どのようなことが相談できる場所なのかという事前の情報提供をしました。 (2) 「としま子どもの権利相談室」の愛称を決める際には区立小・中学校の児童・生徒全員に募集チラシを配付し、子どもたちから出た意見を活用します。	(3) 「としま子どもの権利相談室」の周知用カードを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付しました。 (4) 「としま子どもの権利相談室」をより身近に感じ、知ってもらうため、区立小・中学生から愛称を募集しました。	(5) 相談・支援により「楽しく過ごせるようになった」という声がありました。 (6) 相談・支援により「子どもが楽しく過ごせるようになった」という声がありました。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
39	重点事業 子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。		子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	権利侵害に関わる活動件数	5件	15件	12件	55件	28件	20件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 令和5年度より開設し、権利擁護委員の活動場所となっている「としま子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付しました。

(2) 「としま子ども会議」に参加している子どもたち等や、実際に相談に来た子どもの意見を聞きながら、運営に活用できるものがあれば適宜取り入れていきます。

(3) 令和5年度より開設し、権利擁護委員の活動場所となっている「としま子どもの権利相談室」の周知用カードを作成し、区立小・中学校の全児童・生徒に配付しました。

(4) 区立小中学校での「子どもの権利出張講座」において、権利擁護委員や相談室の役割を周知しています。また、役所来ることを億劫に感じる子どももいることも想定し、気軽に相談できるように、ジャンプにアウトリーチする等、子どもが安心できる場所で相談に対応できるようにしています。

(5) 相談・支援により「楽しく過ごせるようになった」という声がありました。

(6) 相談・支援により「子どもが楽しく過ごせるようになった」という声がありました。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
40	児童相談所の設置・運営	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。		児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	児童相談課	—	—	—	—	—	—	—

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) リーフレット等を活用し、施設や一時保護所での生活について事前に説明を行うとともに、子どもからの意見も聴取しています。 (2) 子どもの望む今後の生活等を尊重し、子どもの最善の利益を検討し、ケースワークを実施しています。	(3) リーフレットを作成し児童相談所の周知を行うとともに、児童虐待防止街頭キャンペーン等で、児童虐待問題等の普及啓発を行いました。 (4) 学校や関係機関との連携により、児童相談所が24時間365日対応する虐待対応ダイヤルの情報を広く周知しています。	(5) 虐待を受けることによって自己肯定感が低くなったり、対人関係に不安を持ちやすかった児童が、健康な心身が回復し、家庭に戻ってからも安心して過ごせるようになった事例があります。 (6) 当初は児童相談所にマイナスのイメージがあり拒否感が強かった保護者が、親子カウンセリングの経過により、児童相談所の職員を信頼し、児童相談所からの支援を受け入れてくれた事例がありました。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
41	人権擁護委員相談事業	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。		法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。				
		目標	現状値 (令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	—	3件（人権相談の結果は件数しかくに報告されないため、相談者が子どもかどうかは不明）	7件（人権相談の結果は件数しかくに報告されないため、相談者が子どもかどうかは不明）	13件（人権相談の結果は件数しかくに報告されないため、相談者が子どもかどうかは不明）	17件（人権相談の結果は件数しかくに報告されないため、相談者が子どもかどうかは不明）	継続実施

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 広報としまや区ホームページで、事業の目的などを周知しています。 (2) 人権相談の結果は、秘匿性が強いので、区には件数しか報告が来ないため、子ども意見や思いを聴取することが難しい。	(3) 広報としまや区ホームページで、周知しています。 (4) 法務大臣が委嘱した「人権擁護委員」が相談を受け、プライバシーや秘密を厳守して事業を実施しています。	(5) 利用した子どもを把握できないため調査が難しい。 (6) 利用した子どもを把握できないため調査が難しい。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
42	子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。		学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども若者課	登録相談者数	—	144人	226人	349人	441人	250人

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

- (1) 事業を実施するにあたり、子どものたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。
- (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。

- (3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
- (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。

- (5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
- (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

(1) 「アシスとおはなし」についてのチラシを作成し、年度初め区立小中学生全員を対象に、配布している。相談の具体例を伝え、イメージできるよう工夫しています。また一人一台タブレットにはアシスのアイコンをなやミミに変更しました。

(2) 適切な支援に繋げており、関係機関と連携することにより、子どもの命、権利を守ることに寄与しています。
(児童相談所、指導課、子ども家庭支援センター等)

(3) 「アシスとおはなし」についてのチラシを作成し、年度初め区立小中学生全員を対象に配布している。相談の具体例を伝え、イメージできるよう工夫しています。また一人一台タブレットにはアシスのアイコンをなやミミに変更しました。

(4) 相談方法を複数用意している。(電話、メール、タブレット、対面) 子どもは相談しやすい方法を選ぶようにしています。

(5) 「気持ちが軽くなった」「相談してよかった」などの返事をもらうことがあり、繰り返し使う子どももいました。

(6) 「区立小・中学校のタブレットからアシスとしまと連携できるのは、子どもが身近に感じ相談しやすくてとても良いと思う。」とのお声もいただいています。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
43	子どもに関する相談事業	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。		0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	機関連携数	—	345件	367件	438件	553件	500件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 虐待未然防止で配布するカード等を中心に子どもへ発信している。 (2) 子どもの立場に立ち、気軽に相談できるよう環境作りを行っている。	(3) 区HPや東部・西部子ども家庭支援センターのSNSなどで周知している。 (4) 子どもから気軽に相談してもらえるよう、SNSを中心に情報発信している。	(5) 「相談して良かった」という感想も受けており、相談後の満足度を重視している。 (6) 家族の相談が多いため、当事者は行動の変化や生活の変化が起きている。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
44	子どもからの専用 電話相談	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受ける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。		18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値 (令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	—	1件	4件	6件	26件	4件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 無料で電話できるようフリーダイヤルを設置運営しています。また、子どもの相談カードを小中学校生徒に配布し電話相談について周知しています。 (2) 話を聞き、適切な支援につなげています。	(3) 子どもが親しみやすいよう、キャラクター（なやミミ、すいトリ）を使用しています。 (4) 子どもの相談カードを小中学校生徒に配布しています。また、ジャンプに足を運び、利用児童に周知しています。	(5) 来館せず話せるので、使いやすく複数回利用するケースも見受けられます。 (6) 周囲の大人の反応についての把握は今後の課題である。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

No.	事業名	事業目標		事業内容				
45	子ども家庭女性相談事業	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。		配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。				
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	—	10,746件	10,689件	11,358件	10,442件	14,000件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。 (2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。 (6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 話の出来る子であればできる限り母親とは別の面接を行い、子にわかるような話をしています。 (2) 子どもを連れての相談であればできる限り母親とは別に面接を行い、子ども目線の支援を優先しています。	(3) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し、周知を行っています。 (4) 子ども家庭支援センターや児童相談所と連携し心理的な面から支えてもらうようにしています。	(5) 状況によってかなり異なりますが、安心感と将来の希望を得られたと感じているようです。 (6) 母親の安心感が子どもに伝わり、本来の子どもの姿が取り戻せたという感想がありました。